

平成 20 年 5 月 7 日
関 東 財 務 局

宇田川町 P J 特定目的会社に対する行政処分について

1. 東京都中央区所在の宇田川町 P J 特定目的会社（以下、「当社」という。）に対して、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 217 条第 1 項の規定に基づき報告を求めたところ、以下のような事実が判明した。
 - (1) 当社取締役が法第 70 条第 1 項第 4 号に該当する者（法人税法に違反するとして刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者）がいたこと。
 - (2) 法第 4 条第 1 項に基づく業務開始届出の際、業務開始届出書の添付書類（法第 4 条第 3 項第 6 号に基づく資産の流動化に関する法律施行規則（平成 12 年 11 月 17 日総理府令第 128 号）第 9 条第 1 項第 4 号及び第 5 号）として提出された履歴書及び誓約書に、当該取締役が法第 70 条第 1 項第 4 号に該当していない旨の虚偽の記載を行っていたこと。
2. このため、本日、当社に対して、法第 218 条の規定に基づき、以下の行政処分（業務の運営の是正命令）を行った。
 - (1) 役員法令遵守意識の徹底を図ること。
 - (2) 法令遵守態勢を確立すること。
 - (3) 内部監査機能を充実すること。
 - (4) 上記(1)～(3)について、その具体的な方策・実施時期・実施方法を明記した実施計画を平成 20 年 5 月 21 日までに提出すること。
 - (5) 上記(4)の計画の実施・進捗状況・それを受けた(1)～(3)の具体的な改善状況を取りまとめ、3 ヶ月ごとに報告すること。
その際、同計画の実施・進捗状況や具体的な改善状況を示す資料を併せて提出すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部金融監督第 4 課
電話 0 4 8 - 6 0 0 - 1 2 8 8